

公文書の適正な取扱いについて

「文書事務の正しい認識と不適切な取扱いの未然防止」

総務課(庶務)

はじめに

今回は「公文書の適正な取扱い」について投稿します。

公文書の適正な管理については、その重要度が益々高まっています。しかしながら、個人情報を含む公文書の不適切な取扱いの事故が後を絶たない状況です。

今年度は、文書管理適正推進月間に、文書事務の正しい認識と公文書の不適切な取扱いの未然防止について、公文書の取扱いの状況や紛失事故などの事例をもとに文書主任会議を開催しましたので、その内容を掲載します。

最近の公文書の不適切な取扱いの状況

ここ最近の消防局で発生し

H30年度	内容	概要
30.4.4	使用開始届一式が所在不明となった。	使用届一式が人事異動に伴う机の移動に紛れ、一時所在不明
30.4.9	救急活動記録一式の紛失	救急活動記録報告書作成のため所定の場所に保管していた書類一式が紛失
30.4.21	火災調査用のSDカード紛失	火災調査報告作成用現場写真データの入っているSDカードを紛失
30.4.27	着工届等共通図書の誤送付	消防局から署へ遞送便により書類を送付する際に、宛先を間違えたため、一時所在不明となった。
H29年度	内容	概要
29.6.15	保存期間の満了していない簿冊の誤廃棄	保存期間の誤認により、保存期間の満了していない簿冊を機密文書として廃棄したものの
29.12.30	立入検査結果通知書の誤送付	立入検査実施通知書を誤送付したものの なお、個人情報等は含まれていなかった。
30.2.25	露店等開設届出	露店開設の検査に伴い準備していた図面等が所在不明になったもの。個人情報等は含まれていなかった。
H28年度	内容	概要
～ H28年度は該当事案なし ～		
H27年度	内容	概要
27.6.9	救命講習終了証の紛失	普通救命講習再受講者に交付する修了証が所在不明になったもの。
27.7.10	患者等搬送事業者調査報告書の所在不明	消防局へ送付した患者等搬送事業者調査報告書が所在不明になったもの。

た不適切な公文書の取扱いに関する事故の状況は、表のとおりです。

平成27年度～平成29年度の3年間では、年間2～3件程度の発生にとどまっていましたが、平成30年度は4月時点で、既に4件発生しており、この状況を踏まえて、今回実施しました文書主任会議では、会議参加者をグループ分けし、今年度に発生した不適切な取扱いの事故のうち3事例を、グループ討議で意見交換しました。

グループ討議の内容

ケース1

担当者Aが、防火対象物使用開始前検査を実施する準備をしていたところ、通常保管している場所に書類がないことに気付いた。担当者Aは、当該書類をどこに置いたのか記憶がなく、心当たりの職員に確認するも所在は分からなかった。その後、人事異動で移動させた机の引き出しから書類が発見された。

①何が問題だったのか？

当然、通常保管している場所に保管していなかったことが問題であり、決められたルール